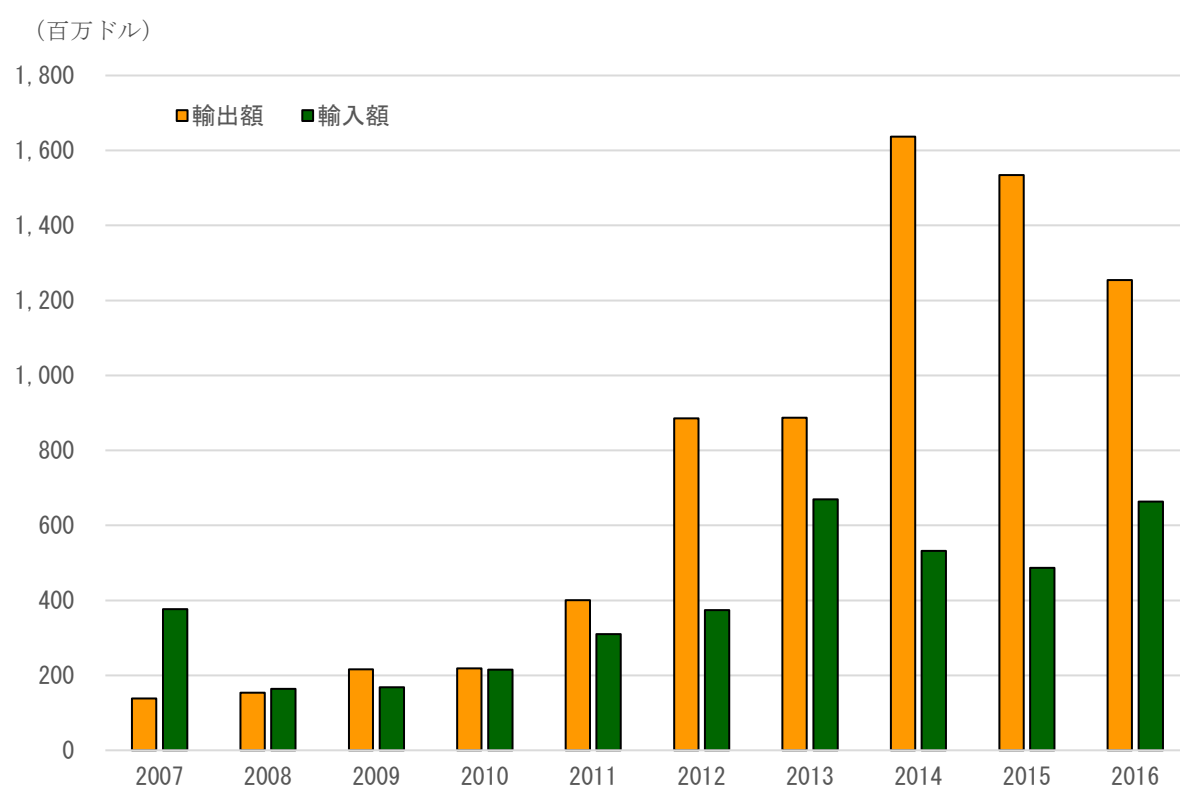


## 第5章 日本との経済関係

### 1. 日ミャンマー貿易

2016年の貿易実績は、2007年と比較すると日本からミャンマーへの輸出が9.1倍の約12億ドル、ミャンマーから日本への輸入が1.8倍の約6億ドルとなっている（図表5-1）。2014年以降日本からの対ミャンマー輸出額は10億ドルを超えており増加傾向にある。

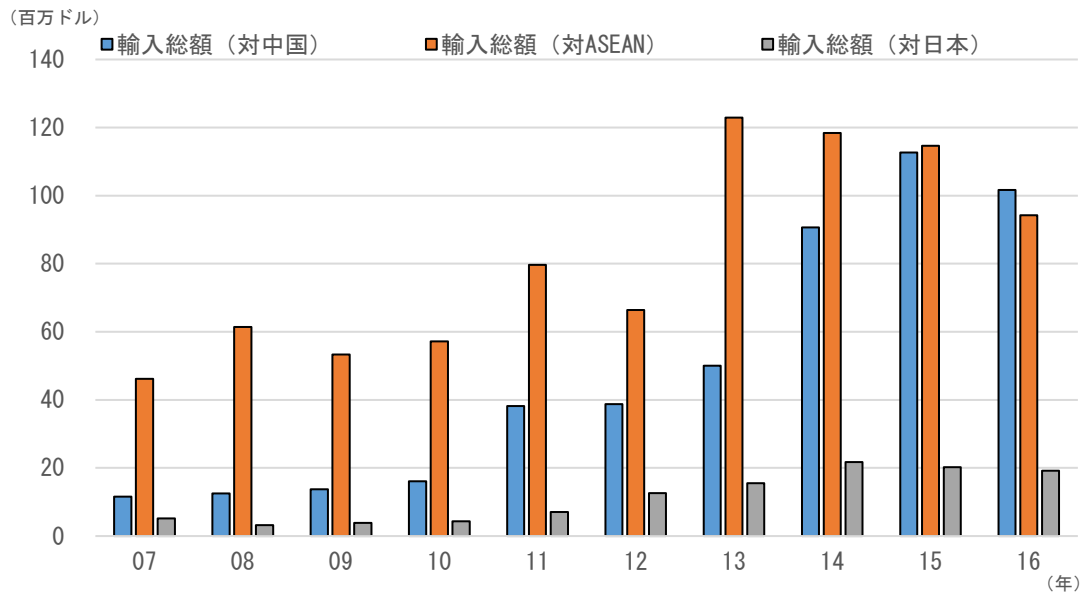
図表 5-1 日本の対ミャンマー輸出入推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

また、ミャンマーの輸出入の動向全体を踏まえると、日本との貿易総額は19億ドルと全体の7%程度であり、中国やASEAN諸国に比べるとプレゼンスは相対的に低い。2016年のミャンマーと中国の貿易総額は102億ドル、ミャンマーとASEANの貿易総額は94億と日本の約5倍の規模であった（図表5-2）。

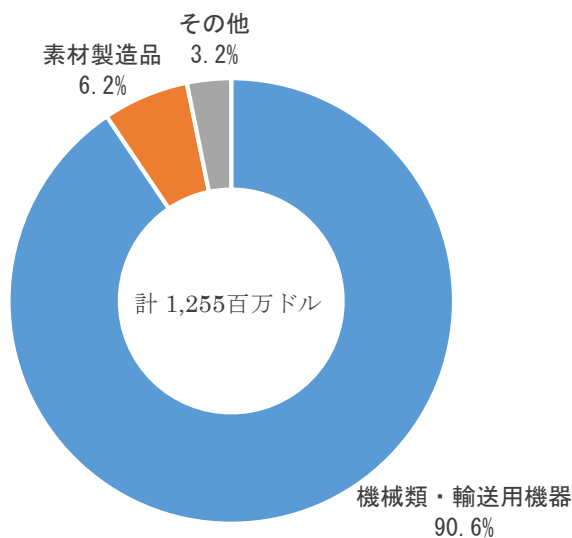
図表 5-2 ミャンマーと日本・中国・ASEAN の輸入額の比較



貿易の動向を品目別にみると、日本からミャンマーへの主要輸出品目のカテゴリーは、自動車・バイク等をはじめとした「機械類・輸送用機器」（2016年輸出額シェア：90.6%）が全体の9割以上を占めている（図表 5-3）。

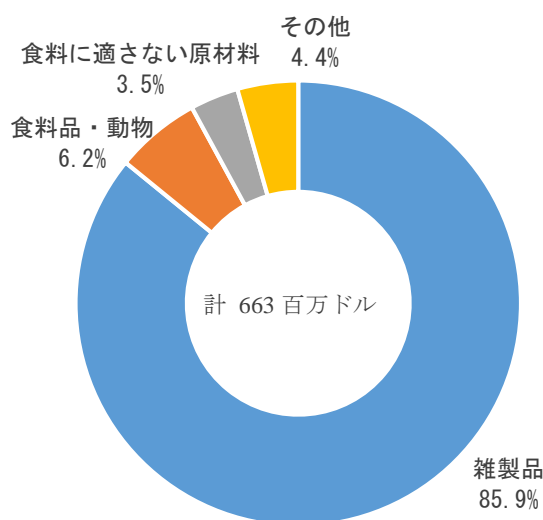
他方、ミャンマーから日本への主要輸出品目のカテゴリーは衣類・同附属品等を含む「雑製品」（同：85.9%）が最も多く、次いで魚介類・同調整品や果実・野菜等の「食料品・動物」（同：6.2%）、採油用の種・果実等の「食料に適さない原材料」（同：3.5%）となっている（図表 5-4）。

図表 5-3 日本の対ミャンマー輸出品目構成比（2016年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

図表 5-4 日本の対ミャンマー輸入品目構成比（2016年）



（出所）UNCTADStat より作成

## 2. ミャンマーにおける日系企業

外務省統計（2016年10月時点）をみると、ミャンマーにおける日系企業数は397社であり、2012年の72社から5倍以上に増加している。また、ミャンマー日本人商工会議所（2018年7月末時点）をみると、会員数は年々増加傾向にあり、特に建設部会の会員は115社と2008年の9社から大幅に増加している<sup>4</sup>。

図表 5-5 ミャンマー日本人商工会議所の部会別会員数推移（2008年～2018年）

部会名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
貿易部会	9	10	10	10	14	19	22	23	26	26	28
金融・保険部会	6	6	6	6	10	12	12	12	15	18	18
工業部会	11	12	13	13	20	35	48	64	74	85	87
建設部会	9	8	8	8	13	30	59	83	104	114	115
流通・サービス部会	15	15	14	16	28	50	55	73	88	90	92
運輸部会	-	-	-	-	-	-	26	32	37	41	41
総数	50	51	51	53	85	146	222	287	348	374	381

（注）2018年は7月末時点

（出所）ミャンマー日本人商工会議所資料より作成

<sup>4</sup> DICAのジャパンデスクに対するインタビューによると、2018年7月末時点において、DICAには1,000社以上の日系企業が登録されている。

### 3. 日本ミャンマー共同イニシアティブと日・ASEAN 経済連携協定締結

#### ①日本ミャンマー共同イニシアティブ

2011年3月のテイン・セイン政権発足を受け、ミャンマーにおける投資環境の整備を迅速化することを目的に、2013年3月「日本ミャンマー共同イニシアティブ」が立ち上がった。同イニシアティブは、在ミャンマー日本国大使館が中心となり、ミャンマー側からは、国家計画・経済開発省を含む関係各省、ミャンマー連邦商工会議所連盟（UMFCCI）、関係業界団体が、日本側からは、ヤンゴン日本人商工会議所、ヤンゴン日本人会、国際協力機構（JICA）ミャンマー事務所、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所が参加し、日本のみならず、世界各国からのミャンマーへの貿易と外国投資を促進し、同国の経済成長と貧困削減を目指している。主な内容は以下の通りである。

1. 査証・滞在許可
  - (1) 査証発給基準・ルールの明確化、統一的運用
  - (2) 査証発給手続きの効率化、簡素化
  - (3) 入国管理
2. 輸出入政策
  - (1) 輸入物品に対するインボイス・ベースへの課税
  - (2) 通関手続きの迅速化、合理化
  - (3) 輸出入規制の更なる緩和
  - (4) 貿易決済制度
3. 投資家に好意的な環境整備
  - (1) 投資関連手続き
  - (2) 投資家保護策
4. 金融、税務関連
  - (1) 外貨取扱の簡素化・利便性向上
  - (2) 資金調達手段の充実
  - (3) 税務・税制
  - (4) 保険制度の整備
5. インフラ関連
  - (1) ヤンゴン市内の交通事情改善
  - (2) 電力・通信事情の改善
  - (3) 物流関連
  - (4) 建設業関連
  - (5) 不動産関連

## ②日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定

日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定は、日本と ASEAN 間における物品およびサービスの貿易の自由化および円滑化、投資機会の改善、さらに経済的協力の増進をめざし、戦略的関係を強化するために、2007年5月に基本合意がなされた。AJCEP 協定は、日本にとって初めての地域連合との経済連携協定（EPA）である。ミャンマーは、2008年12月にシンガポール、ラオス、ベトナムと同時に発効した。

交渉において、ASEAN 側は、原産地規則の累積による裨益効果大の品目（薄型 TV、薄型 TV パネル、自動車部品等）について、多くの国との関係で十分な関税撤廃・削減が約束され、質の高い内容の実現を、他方、日本側は、多くの鉱工業品について10年以内関税撤廃を約束し、農林水産品について関税削減等により ASEAN 側の関心に配慮し、日本側として最大限の努力することを提示した。但し、関税撤廃の段階は、ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ）とは別に、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は各国の経済発展段階に応じた差が設けられている。

2018年1月時点では、日 ASEAN 首脳会議にて、投資及びサービスに関する分野の交渉が終了したことを受け、同分野を組み込む改正議定書を最終調整している段階である。